

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年3月29日

新潟県人事委員会

委員長 氏 家 信 彦

**新潟県人事委員会規則第14-14号**

非常勤職員の育児休業等に関する規則の一部を改正する規則

非常勤職員の育児休業等に関する規則（規則第14-9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>（育児休業をすることができない非常勤職員）</p> <p><b>第2条</b> <u>育児休業条例第2条第4号</u>の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p>	<p>（育児休業をすることができない非常勤職員）</p> <p><b>第2条</b> <u>育児休業条例第2条第4号イ</u>の任期及び勤務日の日数を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p>
<p>（部分休業をすることができない非常勤職員）</p> <p><b>第3条</b> <u>育児休業条例第25条第2号</u>の勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p>	<p>（部分休業をすることができない非常勤職員）</p> <p><b>第3条</b> <u>育児休業条例第25条第2号イ</u>の勤務日の日数及び1日の勤務時間を考慮して人事委員会規則で定める非常勤職員は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) ・ (2) （略）</p>

**附 則**

この規則は、令和4年4月1日から施行する。